

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
1	整備条件	CADデータの共有	プランニングをするにあたり、飾磨中央公園の測量図、衛生図（給水、排水、雨水排水）、電気引込図をご提供いただけますでしょうか。	ホームページ掲載により提供します。 ホームページ掲載の時期については、準備の都合上、現時点では明言できませんが、サウンディング実施結果の公表に合わせて掲載できるよう準備を進めます。 （「現地見学会での質疑・応答内容」の質問4への回答と同一です。）
2		防災上の対応をした場合の補助金支給について	BBQ場の釜戸を防災時の防災釜戸として使用する協定を結ぶのが好ましいと考えております。その場合、BBQ場への浄水引き込み、排水路敷きに補助金の援助は検討できますでしょうか。	BBQ場をどの施設として整備するかにより異なります。公募対象公園施設として整備する場合は、このたびのPark-PFIの枠組みでは、市から整備のための補助金は支出しません。特定公園施設として整備する場合は、整備内容により補助金を支出できる可能性があります。 なお、災害対応に向けた協定については、どのような内容でできるかの検討が必要になりますが、整備後の利用についての内容になると思われます。
3		地区計画について	地区計画の詳細な内容を書面で開示いただけますでしょうか。	姫路市ホームページから都市計画課の「姫路市の地区計画等決定地区の概要」のページをご参照ください。 アドレス： https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003548.html 飾磨中央公園は、「11 飾磨拠点地区」に含まれます。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
4	整備条件	屋外広告看板の設置について	公園内に新たな施設の屋外広告看板を設置する場合、通常の屋外広告物許可申請という手続きを踏めば問題ないでしょうか。又は都市公園ならではの規制等ありますでしょうか。	<p>公園内に広告物を表示することは、姫路市立公園条例第6条により禁止されています。</p> <p>一方で、Park-PFI制度を活用した場合、「地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔」を、利便増進施設として設置することは可能となっています。現時点では、Park-PFIの特例である、利便増進施設に該当する看板及び広告等の設置であっても、それに対応できる公園条例となっていないので、設置するためには公園条例の改正が必要になります。利便増進施設に該当する看板及び広告塔の設置を検討されているようでしたら、意見交換の際にご意見をお願いします。</p> <p>公園条例改正により、これらの看板及び広告塔の設置が可能になったとしても、姫路市屋外広告物条例の規制が適用される対象となりますので、設置に際しては屋外広告物条例に基づく手続きが必要となります。なお、公園施設である売店、飲食店等の店名を表示するための看板等は、当該施設の一部として設置することは可能です。</p>
5	手続き予定	指針の公表	指針の公表は令和7年度でしょうか。予定月度をお教え頂きたいお願い致します。	<p>指針の公表は、令和7年3月末から同年4月初旬を予定しています。 (「現地見学会での質疑・応答内容」の質問5への回答と同一です。)</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
6	工事	着工時期について	<p>事業者選定が令和7年になり、また整備工事が同年度内で予定されておりますが、令和7年の事業者予算は令和6年に確定していることから、令和7年の着工が困難な状況が予想されます。その場合、令和8年着工でも問題ないでしょうか。</p>	<p>本事業の実施は、国からの補助金を見越して計画しています。補助金の交付の関係から、特定公園施設の工事については、令和7年度中、すなわち、令和8年3月末までに何らかの着工をしていただく必要があります。その上で、令和8年度中、すなわち、令和9年3月末までの工事完了を厳守していただきます。</p> <p>なお、公募対象公園施設の整備については補助金の対象となりませんので、整備時期の制約はありません。先に整備できた特定公園施設部分から順次、公園を開園していただいても構いませんが、できれば、特定公園施設の整備と合わせ、一体的な公園整備の完了を目指していただきたいと思います。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
7	工事	工事期間の使用料	<p>工事期間も使用料は発生しますでしょうか。何らかの配慮はありますでしょうか。</p>	<p>使用料は発生します。Park-PFIの事業期間は、公募設置等計画の有効期間となります。有効期間は、最長20年です。この有効期間の開始時をいつにするかにより、工事期間の使用料の考え方も変わります。大きく分けて、次の2つの場合が考えられます</p> <p>ア) 工事期間開始時を有効期間の開始時とする場合 工事期間中も、公園施設設置許可の期間に含まれることとなります。この場合の使用料は、公園施設設置許可の使用料として提案いただく金額になります（参考：「サウンディング型市場調査実施要領」2ページ）。また、工事期間も許可期間に含まれますので、工事後の営業期間は、結果として、20年より短くなります。</p> <p>イ) 工事完了後の営業開始時を有効期間の開始時とする場合 工事期間は、公園占用により工事をしているという考え方になりますので、この間は公園占用使用料が発生します。ただし、工事終了後から有効期間が始まりますので、営業期間は最長20年確保することができます。</p> <p>営業開始前の工事だけでなく、営業終了後の施設の解体・撤去期間をどうするかも検討が必要になります。事業者としてどのような場合が最適かをご検討いただき、意見交換の際にご意見をいただけましたら、指針作成の参考とします。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
8	工事	高木の樹勢について	<p>開場して12年とお聞きしました。当初植栽された高木の樹勢が低く感じられました。植栽時土壌改良は行ったのでしょうか？新規に高木を植栽する場合、土壌改良を行いある程度に成長させなければ、アンケートにございます、木陰が出来ないと思われます。</p>	<p>植栽時に土壌改良は行っています。「造園修景積算の手引き」（一般社団法人建設物価調査会 発行）の「根鉢の大きさと植穴」「客土と土壌改良」の基準により行っています。樹勢が低く感じられたのは、遊具空間部分だったかかもしれません。この部分については、客土として真砂土を使用していることを考慮すると、肥料・保水成分の配合が少し弱い状態だったかかもしれません。</p> <p>今後の整備に際しては、前述の基準は最低限の基準として施工いただきます。木陰を生む樹木については、施工時からある程度の樹高があるものを選定いただくことになるかと思いますが、公園環境は竣工時が完成ではなく、時間とともに育てていくものでもありますので、樹木が育っていく楽しみを利用者と共有する取り組みを検討いただくことも1つの対応になると考えます。</p>
9		整備工事の発注方法	<p>公園運営管理の前、整備工事につきましては、どの様な発注形態になりますでしょうか？</p>	<p>Park-PFIに関する工事は、Park-PFI事業者となった事業者自身が行うため、市から工事発注することはありません。なお、再整備方針で記しました高度防球ネットの撤去工事につきましては、市から別途工事の発注を予定しています。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
10	既存施設	遊具について	既存の遊具において2012年供用開始後、何か問題になるような事象はございましたでしょうか。また使用された市民の方からのご意見等参考になるものがございましたら、開示できる範囲でご教授いただけますでしょうか。	大型遊具まわりに設置しているクッションマット回りの土が減り、マットでつまずきやすくなっている状況に対して、土補充の依頼が定期的にある状況です。また、ボルトの保護キャップが取れてしまっていることへの対応が定期的には発生している状況です。
11		公園内の既存の外灯について	点灯時間はどのようになっておりますでしょうか。	現在、公園内には24灯あります。電気系統は4系統に分かれており、10灯は常夜灯、14灯は午後10時に消灯する設定となっています。照明はデイライトセンサーにより点灯します。
12		既存グラウンドの仕様について	グラウンドの土の下は水はけがよいようにするために何らかの対策が取られたものでしょうか。例えば土層がGLから〇センチメートル、その下に砕石層が〇センチメートルなど。	グラウンド北東部分にあるホームベース部分から同心円状と放射状に、ポリエチレン製網状管（全面透水・波付き、直径75mmと10mm）が計約490m埋設されています。埋設されている管の深さは、地面部分から管底までが約40～50cmです。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
13	既存施設	既存遊具の定期点検等の仕様、点検事業者について	どの程度、どこが劣化しているのか、耐用年数はどの程度かは見ただけではわかりにくい。点検項目、点検事業者、最新の点検項目、その結果の開示はいただけますでしょうか。	点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（最新版は、改訂第3版、令和6年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき行っています。耐用年数については、遊具設置時の取扱説明資料では、主要構造材の標準使用期間が15年となっています。ただし、消耗部材を交換すること等、日常の点検・管理を適切に行うことにより、15年経過すれば必ず更新しないといけないというものではありません。最新の点検結果については、末尾の「添付資料1」のとおりです。
14		既存トイレのパトライトについて	既存トイレの建屋に設置されているパトライトが発報した場合、どこかに連絡が行くような設備になっているのでしょうか。	連絡が行く設備ではありません。多目的室で呼び出しボタンが押された場合に、異常を外部に伝えるだけの設備です。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
15	芝生	人口芝の活用について	<p>天然芝の広場ではなく、人工芝の大広場等を設置してもよろしいでしょうか。昨今、土、天然芝だと有害昆虫等を気にされる方もいらっしゃると思います。人口芝だと服も汚れず、有害昆虫の問題も軽減されるので幼少のお子様を安心して遊ばせられるという声もあるため。</p>	<p>人工芝を否定するものではありません。例えば、再整備方針の中で一例としてのイメージ図で示しました、「雨でも遊べる（半屋外遊戯空間）」や「球技（アーバンスポーツ）」、「季節の遊び（水辺空間）」の場所では、人工芝の方が施設の機能を高められるかもしれません。</p> <p>ただし、公園全体を考えた場合、グリーンインフラとしての公園整備という視点もあります。NbS（自然を活用した解決）の場としての公園、ネイチャーポジティブに向けた30by30という目標など、身近な公園という場で、環境的観点から社会課題の解決に取り組んでいるということをお公園利用者に知ってもらうことも重要です。この観点では、天然芝の方が有効と考えられます。次の質問である「芝生広場のクオリティー」への回答にも記しますが、芝生空間を単にイベント広場的に位置づけるのではなく「教育的効果」を提供するものにとらえると、利用者に対して、違う見方、違う説明の仕方ができるのではないのでしょうか。利用者には違う視点を提供することは、再整備コンセプトに挙げました「学べる」に通じるものとも言えるとも考えられます。</p> <p>なお、人工芝を使用する場合、環境省から、「人工芝を発生源とするマイクロプラスチックの流出抑制」についての注意が出ています。次のページを参考に、必ず対策を講じてください。</p> <p>https://www.env.go.jp/page_00357.html https://plastics-smart.env.go.jp/microplastics</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
16	芝生	新規、芝生広場のクオリティー	<p>公園における芝生広場は、重要だと考えております。イメージ図からおよそ6,000㎡ほどかとおまいります。ゴルフ場のように雑草もなく常に管理されるまでとは思いませんが、基本、春季と秋季に除草剤の散布、他、肥料、目砂、エアレーション等作業はございますが、クオリティーをどの程度でお考えになっておりますでしょうか？</p>	<p>1年を通して芝生が豊かに茂っている必要はありません。もちろん、年中、子どもたちが転げまわって遊べるほどに芝生が生えていることに越したことはありません。芝生も植物です。季節により、青々と勢いのいい時期もあれば、勢いが弱って枯れているように見える時期もあります。このように、季節により芝生の種類ごとに適した時期があることを知ってもらうことも、子どもたちにとっては教育的効果があることだと考えています。例えば冬場など、単に弱った芝生が広場に広がっているという状態に留めるのではなく、芝生の季節ごとの特性などを記した看板等を設置し、その時点での芝生の状況を説明するなどし、自然の営みによる状態であることが分かるようにすることで、教育的な効果を図るように取り組むことも考えられます。</p> <p>なお、雑草については、芝生の中に雑草がない状態にする必要はありませんし、芝生に限らずグラウンドカバー的に他の植物を植えていただいても構いません。シロツメクサで花の冠を作る、オオバコで草相撲をするということも、最近では、なかなかできない自然の遊びになっています。作られた広場ではありますが、このような場を提供することも意味あることだと考えています。</p> <p>芝生の状態の件、雑草の件ともに、空間設計の視点2で記しました「公園だからこそ緑の活用」として考えられるものと言えます。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
17		既存の遊具で事故が起きた場合の対応について	2012年の供用開始後、予想以上に遊具の利用が多く、想定より劣化が進んでいるということでございましたが、姫路市において補修又は更新をしていただき、また、既存遊具の設備管理を受託いただけないでしょうか。	この質問は、「サウンディング型市場調査実施要領」に記しました「サウンディングの項目」の「『遊具リニューアル』への考え方」に該当すると解釈します。意見交換の場で、質問の基となりました考え方について伺いたいと思います。
18	施設提案	スケートボード場	昨今人気のスケートボードですが、公募対象公園施設（有料施設）にすると、要領の主旨にあるより身近な施設、日頃から触れ合える施設から経済的なことが壁になって距離ができてしまいます。ついては、姫路市において200～300坪程度のスケートボード場の設置を検討頂けないでしょうか。民ではニーズ高いが無収益施設の為、投資回収が非常に困難。	この質問は、「再整備コンセプトをよりよく実現すると考えられる施設」として、スケートボード場のご提案をいただいていると解釈します。この点については、「サウンディング型市場調査実施要領」に記しました「サウンディングの項目」として意見交換を行う項目に該当しますので、その中で、現時点での懸念点を伺いたいと思います。 なお、公募対象公園施設として整備が難しい場合、特定公園施設として整備する施設とした上で、整備後の管理手法をどうするかという検討を含めて、民間事業者として運営ができるかどうかの判断になると思います。それら総合的な検討を踏まえて、市として整備すべき施設かどうか検討します。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
19	施設提案	バスケットボールコート（3on3）	団体競技ではなく、小さいお子さまから、中高生までが単独、又は少人数、保護者と遊べるよう無料施設とすることが好ましいと考えます。収益は生まれないもののニーズは高いため、半円コートなどバスケットボールのゴールを4～6基程度、姫路市で整備設置いただけないでしょうか。	この質問は、「再整備コンセプトをよりよく実現すると考えられる施設」として、バスケットコート（3on3）のご提案をいただいていると解釈します。 以降の文章については、前の質問の「スケートボード場」の回答し記したものと同様です。
20	運営手法	トイレについて	改修（修繕）した場合の資産の持ち分はどのようになりますでしょうか。寄贈という形でしょうか。	公園整備後の管理手法により、取り扱いは変わります。 再整備方針13ページの4.1で記しましたとおり、公園施設設置許可・管理許可で行う場合は、事業者が所有したままとなります。一方、指定管理者制度を導入する場合は、姫路市が引き渡しを受けます。 整備内容の機能をより効果的に発揮するためにどちらの手法が有効か、提案をお願いします。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
21	運営手法	事業者と事業運営者が異なる場合	例えば、A社が事業選定を受け、事業すべてをB社に委託（転貸）することは問題ないでしょうか。	<p>Park-PFIは決定事業者に公園施設設置管理許可を与える制度ですので、許可を与えられた者以外の者が事業を行うことはできません。つまり、許可はA社に与えられているため、許可を受けていないB社が事業のすべてを行うことはできません。都市公園法第5条の8には、地位の継承についての規定があります。この場合、B社は事業を承継できますが、A社の事業に対する権利はなくなります。</p> <p>なお、公園の管理には多様な業務が存在します。A社が業務の一部をA社以外に委託に出すことは当然に想定されることですので、その場合は、可能な範囲で、委託候補先として応募時に企業名を示すか、企業連合の一員として企業名を挙げていただきますと、事業枠組みが分かり、誤解を生みにくくなると考えます。</p> <p>なお、A社が建物を設置して、テナントとしてA社以外のX社が入居することが考えられます。その場合、当然に、提案時にテナントとなる業種が示される必要があり、その業種に基づく審査が行われるため、X社が退去しY社が入居することになったとしても、同一の業種である必要があります。業種を変更する場合は、認定した計画の変更手続きを求めることになります。</p>
22	営業条件	公募対象公園施設のフェンスの設置について	BBQ施設を設置した場合、コンクリートの常設コンロ設備を置いた場合、営業時間外は誰も入れないようにフェンス等で区切る必要がありますでしょうか。	<p>公募対象公園施設として施設保全が必要な場合、区切っていただいて構いません。なお、区切る場合、その区切る範囲すべてが、公募対象公園施設の設置場所となります。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
23	営業条件	公募対象公園施設の範囲について	<p>例えばBBQ施設の前に芝生広場をつくり、BBQ利用者以外も利用できるとした場合は公園使用料は発生しないという理解でよろしかったでしょうか。また、その広場の利用をBBQ利用者に制限した場合は必ず使用料は発生しますでしょうか。BBQ利用者以外の方が入ると安全管理が難しくなるため、一部利用制限したほうがいいのでは。</p>	<p>BBQ施設を公募対象公園施設とした場合、BBQ施設前面に整備した芝生広場を、BBQの利用者以外の一般利用者が利用する前提で開放するのであれば、そこは公募対象公園施設の設置許可使用料の対象外となります。ただし、その場を利用して、オープンテラス的に営業用途で使用する場合は、公園内行為許可申請が必要となり、別途、公園使用料が発生します。</p> <p>一方で、申請を気にすることなくオープンテラス的な営業を行いたいという場合は、BBQ利用者以外にも開放するとしても、芝生広場部分は公募対象公園施設の範囲となり、公募対象公園施設の設置許可使用料が発生します。この場合、安全管理のために利用制限を設けるのは、事業者の判断によります。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
24	営業条件	露店営業について	<p>常設の公募対象公園施設以外で、イベント等により露店営業の事業者を期間限定で誘致した場合、公園使用料は㎡年間380円の日割り金額ということでしょうか。その届出は随時必要でしょうか。</p>	<p>露店の営業は、姫路市立公園条例の別表（2）では「出店その他これに類するもの」と考えられますので、公園使用料は、1日1㎡あたり40円となります。ただし、出店形態によっては別の分類になる場合も考えられますので、イベントを検討する際には、事前に市へご相談ください。</p> <p>なお、現状では、公園での単なる露店出店は認めていません。露店を伴うイベントが、公園の機能を生かし、公園の魅力向上、にぎわい創出につながる企画や物品販売である場合のみ認めています。これは、露店出店の検討が、ややもすると、公園を空き地空間とみなし、単に場所貸し的に公園を使用することにつながるためです。</p> <p>イベント開催時の届出については、公園整備後の管理手法により異なります。再整備方針13ページの4.1で記しましたとおり、公園施設設置許可・管理許可で行う場合は、市への公園内行為許可申請が必要となります。一方、指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者が行為許可の権限を持つこととなりますので、市への届出は必要ありません。</p> <p>整備内容の機能をより効果的に発揮するためにどちらの管理手法が有効か、このような点からもご検討いただき、提案をお願いします。</p>
25	管理手法	ボール遊びについて	<p>公園外に出ないように植栽等のできる限り柵替わりにすれば、ビニールボールやフリスビー等の遊びは許可してもよろしいでしょうか。何らかの制限はありますか。</p>	<p>制限を作る場合は、制限を作る目的は何なのかを検討し、制限をしなくてもその目的が達成するのであれば制限をしないようにするなど、公園利用者とルールを共有することにより、可能な限り、制限や禁止事項のない公園運営を心掛けてください。</p>

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
26	管理手法	警備対応について	24時間警備員を常駐させるなどの対応は必須となりますでしょうか。	安全管理のため公園の一部区画を時間により閉鎖しても構いませんが、公園自体の閉鎖は想定しておらず、24時間出入り可能な状態を考えています。それに伴う警備についても、24時間の常駐までは検討していません。ただし、日中については公園利用についての問い合わせに対応できる体制、夜間については不適切な利用による近隣等からの苦情が発生しないようにするための対応など、公園の管理者として必要な体制は整えてください。
27	地域との関わり	公園愛護会について	公園愛護会との連携等は必要になりますでしょうか。連携を推進したほうが宜しいでしょうか。	現在、姫路市では、地元自治会と公園愛護会の契約をしています。姫路市が愛護会にお願いしている内容は、公園の日常の運営・管理です。このような内容で、公園整備後も公園愛護会を地元自治会に担ってもらうようにするかは、事業者の判断です。ただし、公園愛護会は、言い換えれば、公園のファンクラブのようなものです。地元自治会が担わずとも、公園に関わる人を増やして、公園に愛着を持ってもらう取り組みを進めることは大事なことです。そのような取り組みの対象となる団体を「公園愛護会」という名称にするか・しないかも事業者の判断となりますが、公園利用者との接点の機会を持っていることは意義あることと考えます。

飾磨中央公園サウンディング質問票に対する回答

番号	分類	タイトル	質問	回答
28	地域との関わり	地元自治会との連携について	何らかの連携は必要になりますでしょうか。いま連携していることがあればご教授いただきたい。	<p>現在、姫路市が地元自治会と連携している内容は、前の質問の「公園愛護会について」の回答に記しました公園愛護会と、グラウンド部分の予約調整の窓口になっていただいていることです。</p> <p>公園の再整備後、地元自治会と、必ず連携しないといけないものではありません。しかしながら、公園は地域に密着した都市施設です。地域の方の理解と愛着があつてこそ、公園運営は成り立つものと考えます。また、再整備コンセプトに「感じて」とあります。これは、「行きたくなる公園、居場所となる公園が、生活の中で身近にある暮らしに幸せを『感じて』もらえるようになること」を目指しての言葉です。地元自治会が必ずしも対象になるものではありませんが、周辺地域と何らかの連携を持つことは、事業目的の達成という点からも、有効なものではないかと考えます。</p>

(補足) 本回答書の記載について

- ・「分類」は、いただきました質問のうち、類似した内容のものを市でまとめ直し、名称を付けたものです。
- ・「タイトル」は、いただきましたタイトルを基本に、質問との関係が分かりやすいように、一部、市で表現を変えたものがあります。
- ・「質問」は、いただきました表記のままとしています。

飾磨中央公園 遊具点検状況（直近実施日：令和6年6月21日）

遊具施設	機能に関する判定	ハザード	特記事項
健康歩道-[石]	C	2	
健康遊具（腹筋ベンチ）-[FRP]	C	2	
健康遊具（背伸ばしベンチ）-[FRP]	C	2	
健康遊具（バランス円盤）-[鉄]	B	1	台座、ボルト空回り
健康遊具（ぶら下がり系）-[鉄]	C	2	
健康遊具（その他）-[鉄]	C	2	踏み板ボルト欠損
健康遊具（その他）-[鉄]	C	2	
健康遊具（その他）-[鉄]	C	2	
健康遊具（その他）-[鉄]	C	2	
ロッキング遊具-[FRP]	C	2	平成29年度更新
ロッキング遊具-[FRP]	C	2	
ロッキング遊具-[FRP]	C	2	
ロッキング遊具-[FRP]	C	2	
ロッキング遊具-[FRP]	C	2	
ラダー-[鉄]	C	2	
複合遊具（中）-[鉄]	C	2	
遊具その他-[FRP]	C	2	
砂場-[コンクリート]	C	2	

評価内容

機能に関する判定	
A：	健全であり、修繕の必要がない（使用可）
B：	部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）
C：	重要な箇所部分に部分的な異常あり、部分修繕が必要（使用禁止、場合により使用可）
D：	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要（使用禁止、場合により使用可）

ハザード	
0：	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
1：	軽度の傷害をもたらす状態
2：	重大であるが傷害が恒久的ではない状態
3：	生命に危険があるが、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらす状態